③　落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、入札説明書のとおり予決令第86条に規定する調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うものとする。

④　同一の技術者のみを重複して複数工事に配置予定している場合の落札者の決定に当たり、先に落札者となった工事の入札参加者は、後の工事の入札を辞退するものとする。（入札説明書により配置予定技術者の兼務を認めている場合を除く。）

なお、落札者の決定に当たっては、開札状況等により開札順とならない場合がある。

⑷　評価内容の担保

実際の施工に関しては、技術資料に記載された内容により施工し、工事完了後に履行状況について検査を行う。受注者の責により記載内容が満足できない場合は、次の措置を講ずる。（詳細は入札説明書による。）

①　工事成績評定点の減点措置。

②　違約金の徴収。

４　入札手続等

⑴　担当部局：〒920―8566 石川県金沢市広坂２－２－60金沢広坂合同庁舎　北陸農政局会計課事業経理調整係　電話076―263―2161　内線3147

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　入札説明書は、電子入札方式により交付する。

①　交付期間：別表１の①に示す日時。

②　交付場所：〒920―8566 石川県金沢市広坂２－２－60金沢広坂合同庁舎　北陸農政局農村振興部設計課技術審査係　電話076―263―2161　内線3523

③　その他：ＣＤ－Ｒ等による交付方法を希望する場合は、あらかじめその旨を上記４の⑵の②の場所へ申し出るものとし、ＣＤ－Ｒ等を持参すること。返信用封筒及びＣＤ－Ｒ等を用意した場合においては、郵送（書留郵便に限る。以下同じ。）又は託送（配達記録が残るものに限る。以下同じ。）も受け付ける。なお、交付は無料とする。

⑶　申請書及び確認資料の提出期間、場所及び方法

①　提出期間：申請書は、別表１の②に示す日時。確認資料は、別表１の③に示す日時。

②　場所：上記４の⑵の②に同じ。

③　その他：電子入札方式により提出すること。詳細は入札説明書によるものとし、発注者の承諾を得て、紙入札方式による場合は、上記４の⑵の②へ持参又は郵送（郵便書留等の配達記録が残るものに限る。）するものとする。

④　申請書の作成・提出に当たっては、上記４の⑵に示す交付期間、交付場所及び方法により入札説明書（申請書様式等を含む。以下同じ。）を入手すること。

⑤　上記４の⑶の④以外の方法で入手した入札説明書をもとに作成・提出した申請書は受け付けない。

⑷　入札、開札の日時、場所及び提出方法　電子入札方式により提出すること。

ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により上記４の⑴へ持参し、提出すること。

①　入札（開札）日時：入札書の提出期限は、別表１の③に示す期間内。開札は、別表１の④に示す日時。

②　開札場所：金沢広坂合同庁舎７階入札室

⑸　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法

①　提出期間：別表１の⑤に示す日時。

②　場所：上記４の⑴に同じ。

③　提出方法：持参、郵送により提出すること。

５　その他

⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行金沢支店）。

ただし、以下の条件を満たすことにより入札保証金の納付に代えることができる。

ア　利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行金沢支店）。

イ　金融機関の保証（取扱官庁　北陸農政局）。

また、入札保証保険契約の締結を行った場合又は金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

②　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行金沢支店）。

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。

ア　利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行金沢支店）。

イ　金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。）の保証（取扱官庁　北陸農政局）。

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷　配置予定技術者の確認　落札者決定後、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）」等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定技術者の変更は認められない。

また、落札者となった者は、落札決定後、契約締結までに配置予定技術者が営業所の専任技術者と重複していないことが確認できる資料を提出するものとする。

⑸　手続における交渉の有無　無。

⑹　契約書作成の要否　要。

⑺　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。

⑻　施工体制確認のためのヒアリングを実施するとともに、その際、追加資料の提出を求めることがある。

⑼　低入札価格調査を受けた者との契約について

①　低入札価格調査を受けた者との契約に係る契約保証金の額は、請負代金額（本契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。以下５の⑼の②及び③も同様。）の10分の３以上とする。

②　低入札価格調査を受けた者との契約に係る前金払いの金額は、請負代金額の10分の２以内とする。

③　低入札価格調査を受けた者との契約に関し、発注者より契約解除された場合の違約金は、請負代金額の10分の３に相当する額とする。

⑽　関連情報を入手するための照会窓口　上記４の⑴に同じ。

⑾　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２の⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者であっても、上記４の⑶により申請書、確認資料及び入札時の技術提案を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時までに、当該競争参加資格の認定を受けていなければならない。

⑿　契約締結後のＶＥ提案

①　契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められた場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細については、特別仕様書による。

②　ＶＥ提案内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。

③　発注者がＶＥ提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においてもＶＥ提案を行った建設業者の責任が否定されるものではない。

⒀　電子入札について

①　電子入札方式による手続き開始後に、紙入札方式への途中変更は原則的に行わないものとするが、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札方式に変更するものとする。

②　電子入札方式に障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。

③　電子入札方式に係る運用については、「農林水産省電子入札運用基準標準例」（北陸農政局ホームページ：https://www.maff.go.jp/hokuriku/bid/index.html）によるものとする。